

現行（平成29年度改正分）	2021年度改正時に検討した事項
<p style="text-align: center;"><u>南国暮らしの会 細則</u></p> <p>第1条 第2条 第3条 第4条【事業】 定款で定められた事業達成のため、次の活動を行う。 (1) 会員の情報交換および親睦のために、情報交換会、サロン会等（以下、例会という）および懇親会を開催する。例会、懇親会は支部の主催とする。 (2) 会員名簿を発行する。（会費未納のため当年度会員資格が停止中の会員は会員名簿に記載されない場合がある。会員名簿発行後の新規会員は補充名簿で補う。） (3) 会報を発行する。発行回数は年2回以上とする。 (4) 入会希望者用資料、南の会必携等を作成する。 (5) 対外広報のためのホームページを開設する。 (6) 会員相互の情報交換・連絡のための南国暮らしの会掲示板（BBS）およびメーリングリスト（ML）を開設・運営する。BBS および ML は別途定める BBS 規約および ML 規約に則って運用する。 (7) 本会と相互協力する団体を友好団体とする。友好団体は理事会での承認を必要とする。</p> <p>第5条【組織】 前条の活動を行なうため、次の組織を定める。 (1)理事会 理事会の構成、権能他は定款第4章会議に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>南国暮らしの会 細則</u></p> <p>第1条 第2条 第3条 第4条【事業】 定款で定められた事業達成のため、次の活動を行う。 (1) 会員の情報交換および親睦のために、情報交換会、サロン会等（以下、例会という）および懇親会を開催する。例会、懇親会は支部の主催とする。 (2) 会員名簿を発行する。（会費未納のため当年度会員資格が停止中の会員は会員名簿に記載されない場合がある。会員名簿発行後の新規会員は補充名簿で補う。） (3) 会報を発行する。発行回数は年1回以上とする。 (4) 入会希望者用資料、南の会必携等を作成する。 (5) 対外広報のためのホームページを開設する。 (6) 会員相互の情報交換・連絡のための南国暮らしの会掲示板（BBS）およびメーリングリスト（ML）を開設・運営する。BBS および ML は別途定める BBS 規約および ML 規約に則って運用する。 (7) 本会と相互協力する団体を友好団体とする。友好団体は理事会での承認を必要とする。</p> <p>第5条【組織】 前条の活動を行なうため、次の組織を定める。 (1)理事会 理事会の構成、権能他は定款第4章会議に定めるところによる。</p>

また、理事の選任、職務他は理事服務規程に拠るものとする。

(2) 部会

会の業務を行うために理事会に次の部会を設ける。

- ①総務部会
- ②経理部会
- ③広報部会
- ④ネット部会
- ⑤会員部会
- ⑥会報部会

それぞれの部会の具体的な活動内容は部会内規、BBS 規約、ML 規約に定める。

(3) 委員会

会の業務を行うために部会に委員会を設け、委員会に委員を置く。

- ① 委員の人選は委員長（理事および理事経験者が兼務）に一任する。委員長は構成メンバーを理事会に報告する。総務委員会は委員会の構成表として会報に記載する。
- ② 委員会は委員会内規を定めることができる。
- ③ 委員の委嘱状は発行しない。

(4) 特別委員会

理事会は特別委員会を開設し、特命事項を委嘱することができる。

- ① 委員の人選は委員長（理事および理事経験者が兼務）に一任する。委員長は構成メンバーを理事会に報告する。総務委員会は委員会の構成表として会報に記載する。
- ② 特別委員会の委員長は概ね半年から一年以内に理事会に答申を行なう。

(5) 支部

国内支部、海外支部を設けることができる。その詳細は支部細則による。

(6) 組織の詳細は南国暮らしの会運営組織図による。

また、理事の選任、職務他は理事服務規程に拠るものとする。

(2) 部会

会の業務を行うために理事会に次の部会を設ける。

- ①総務部会
- ②広報部会
- ③会員部会
- ④会報部会

それぞれの部会の具体的な活動内容は部会内規、BBS 規約、ML 規約に定める。

(3) 委員会

会の業務を行うために部会に委員会を設け、委員会に委員を置く。

- ① 委員の人選は委員長（理事および理事経験者が兼務）に一任する。委員長は構成メンバーを理事会に報告する。総務委員会は委員会の構成表として会報に記載する。
- ② 委員会は委員会内規を定めることができる。
- ③ 委員の委嘱状は発行しない。

(4) 特別委員会

理事会は特別委員会を開設し、特命事項を委嘱することができる。

- ① 委員の人選は委員長（理事および理事経験者が兼務）に一任する。委員長は構成メンバーを理事会に報告する。総務委員会は委員会の構成表として会報に記載する。
- ② 特別委員会の委員長は概ね半年から一年以内に理事会に答申を行なう。

(5) 支部

国内支部、海外支部を設けることができる。その詳細は支部細則による。

(6) 組織の詳細は南国暮らしの会運営組織図による。

第6条
第7条
第8条
第9条

第10条【退会・その他】

- (1) 会員は退会届を理事長に提出することでいつでも退会できる。
- (2) 再入会を希望する者は、入会金を免除する。
- (3) 前年度末までに会費が未納の場合は、当年度会員資格が停止され、総会での表決権を始めとする会員としての権利を享受することができない。さらに、会費を9月30日まで未納の場合、10月1日時点で自動的に退会扱いとなり会員の資格が喪失する。
- (4) 正会員が死亡した場合、自動退会とする。但し、配偶者から申し出があれば家族会員を正会員として登録することができる。
- (5) 次の事項に抵触した会員に対し理事会は退会の勧告を決議できる。
- ① 国内外を問わず、夫々の国の法を犯し司法にて、有罪の判決を受けた者 但し人身事故でない交通事故は除く
 - ② 会員の行動が、本会を汚す様な報道がマスコミになされた場合の当事者
 - ③ 本会又は会員を不当に傷つけ、又は本会の目的に反する行為をした会員

第11条
第12条

第13条【役員】 役員は正会員から選出する。

第6条
第7条
第8条
第9条

第10条【退会・その他】

- (1) 会員は退会届を理事長に提出することでいつでも退会できる。
- (2) 前年度末までに会費が未納の場合は、当年度会員資格が停止され、総会での表決権を始めとする会員としての権利を享受することができない。さらに、会費を9月30日まで未納の場合、10月1日時点で自動的に退会扱いとなり会員の資格が喪失する。**
- (3) 当該年度に自動退会となり、10月2日以降に再入会を希望する者は、入会金を免除する。年会費の入金が確認できた段階で会員資格を認めるが、既交付済資料は再交付しない。**
- (4) 当該年度以外に退会した元会員の再入会者は、入会金を免除する。会員証を希望する者には有償で再交付するが、その他の既交付済みの資料は再交付しない。**
- (5) 正会員が死亡した場合、自動退会とする。但し、配偶者から申し出があれば家族会員を正会員として登録することができる。
- (6) 次の事項に抵触した会員に対し理事会は退会の勧告を決議できる。**
- ① 国内外を問わず、夫々の国の法を犯し司法にて、有罪の判決を受けた者 但し人身事故でない交通事故は除く
 - ② 会員の行動が、本会を汚す様な報道がマスコミになされた場合の当事者
 - ③ 本会又は会員を不当に傷つけ、又は本会の目的に反する行為をした会員

第11条
第12条

第13条【役員】 役員は正会員から選出する。

(1) 定款（第13条）で規定する役員の内、監事は総会において、理事は理事会において選任する。但し理事は次期総会に諮り承認をもって信任されるものとする。役員として本会に貢献したい正会員は総会開催日の45日以上前に理事会に届け出る。

第14条

第15条 【諸会議】

(1) 総会

通常総会は原則として会計年度終了後3ヶ月以内に東京で毎年1回開催する。総会の会場・日時は会報に掲載する。

① 総会参加資格者は3月31日現在の正会員で、且つ3月31日までに次年度年会費を納入した者とする。但し3月31日が金融機関の休業日と重なった場合には休業日の翌営業日に次年度会費を納入した者を含む。

② 表決権がなくても、総会当日会員資格のあるものは傍聴を可とする。

(2) 理事会

理事会は原則として年6回開催する。但し、臨時理事会を開催することができる。

① 理事は出席が義務であるが、やむを得ず欠席する場合、書面で理事長に委任状を出さなければならない。

② あらかじめ通知された事項について書面による賛否を明らかにした事項を除き、欠席理事に議決権はない。

③ 理事会議事録は役員および顧問、相談役、各支部長に配付する。

(3) 役員会

(1) **定款第13条**で規定する役員の内、監事は総会において、理事は理事会において選任する。但し理事は次期総会に諮り承認をもって信任されるものとする。役員として本会に貢献したい正会員は総会開催日の45日以上前に理事会に届け出る。

第14条

第15条 【諸会議】

原則的には対面の会議とするが、状況に応じてオンライン会議または対面とオンライン会議を併用することができる。

(1) 総会

通常総会は原則として会計年度終了後3ヶ月以内に東京で毎年1回開催する。総会の会場・日時は会報に掲載する。

① 総会参加資格者は3月31日現在の正会員で、且つ3月31日までに次年度年会費を納入した者とする。但し3月31日が金融機関の休業日と重なった場合には休業日の翌営業日に次年度会費を納入した者を含む。

② 表決権がなくても、総会当日会員資格のあるものは傍聴を可とする。

(2) 理事会

理事会は原則として年6回開催する。但し、臨時理事会を開催することができる。

① 理事は出席が義務であるが、やむを得ず欠席する場合、書面で理事長に委任状を出さなければならない。

② あらかじめ通知された事項について書面による賛否を明らかにした事項を除き、欠席理事に議決権はない。

③ 理事会議事録は役員および顧問、相談役、各支部長に配付する。

(3) 役員会

本会に定款第20条で定められた総会、理事会の他に役員会をおき、会発展のため、年1回以上開催し情報、意見交換などを行う。

① 役員会構成メンバーは、役員および顧問、相談役、国内支部長(一時帰国中の海外支部長を含む)とする。

② 役員会で議決の必要な事項が発生した場合、臨時理事会に切換え議決を行う。その場合の議決権は出席理事のみとする。

第16条 【細則の改廃】

本細則の改廃は理事会の議決を経て理事長が定めるものとし、その結果を速やかに会員に報告する。

制定日

平成10年1月30日 「南国暮らし夢の会」会則として制定

平成27年12月5日 全面改訂

平成29年12月9日 一部改訂

令和元年12月14日 一部改訂

令和2年5月24日 一部改訂

【付 則】

本会に定款第20条で定められた総会、理事会の他に役員会をおき、会発展のため、年1回以上開催し情報、意見交換などを行う。

① 役員会構成メンバーは、役員および顧問、相談役、国内支部長(一時帰国中の海外支部長を含む)とする。 **オンライン会議併用の場合は出席可能な海外支部長を含む。**

② 役員会で議決の必要な事項が発生した場合、臨時理事会に切換え議決を行う。その場合の議決権は出席理事のみとする。

第16条 【資料の保管】

本会で必要な文書類の保管は、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までとする。

①保管する媒体は電子媒体又は文書とする。

第17条 【細則の改廃】

本細則の改廃は理事会の議決を経て理事長が定めるものとし、その結果を速やかに会員に報告する。

制定日

平成10年1月30日 「南国暮らし夢の会」会則として制定

平成27年12月5日 全面改訂

平成29年12月9日 一部改訂

令和元年12月14日 一部改訂

令和2年5月24日 一部改訂

令和4年3月12日 一部改訂

【付 則】